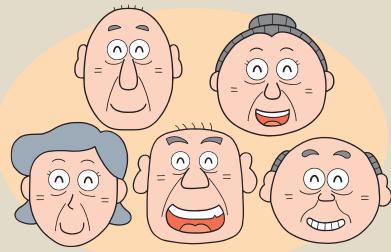


年金だより

受給資格期間が足りないときは 任意加入しましょう！



老齢基礎年金を受け取るためには、国民年金保険料を納めた期間・保険料免除期間・若年者納付猶予期間・学生納付特例期間・合算対象期間の合計が25年（300月）以上必要となります。この期間が足りない場合、また25年以上の期間はあるものの未納などの期間があり満額の老齢基礎年金が受け取れない場合は、60歳から65歳の間希望により国民年金に任意加入することで、年金を受け取ることができるようになります。

また、昭和40年4月1日以前に生まれた方は、老齢基礎年金の受給資格期間が足りない場合に限り、さらに65歳から70歳まで任意加入することができます。

申請は、60歳になってから役場の国民年金担当窓口へ。（本所、支所どちらの窓口でも可）申請した月から加入できます。

「土砂災害防止法」に係る地形図作成のための 立ち入り調査にご協力をお願いします

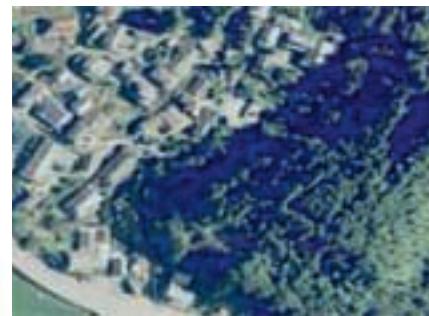
鹿児島県では、「災害に強い安全な県土の形成」、とりわけ「防災対策の充実・強化」を図るために、平成13年度から「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）」に基づく区域指定のための基礎調査を進めております。

この法律は、土砂災害から住民の皆さんの生命を守るために、土砂災害が発生するおそれのある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等を行うものです。

今回は、これから調査を進めるにあたって必要な図面（地形図）を作成するために、現地において地形等を確認するための簡易な測量を実施します。

今後、作成した図面をもとに、土砂災害のおそれのある区域であるかどうかについて調査を行っていきます。

◎現地立入者は、県が発行した身分証明書を携帯しています。



急傾斜地

写真地図で取得した等高線の横断面

実際の横断面

地形調査（立ち入り調査）により樹木の下に隠れた傾斜変化点を計測・取得し実際の横断面を正確に表現します。

お問い合わせは

○県庁 砂防課 土砂災害防止推進班

電話番号：099（286）3616

○錦江町 建設課

電話番号：22-3033